

## 公益社団法人 日本水産学会 定款（案）

### 第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本水産学会と称する。

（事 務 所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、持続可能な水産業の推進、水産学教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図り人類福祉の向上に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術講演会等の開催による水産学研究の推進事業
- (2) 学会誌および学術図書の刊行による水産学研究の普及事業
- (3) 関連学会等との連携および協力ならびに社会連携の推進事業
- (4) 研究業績の表彰による学術の発展と科学技術の振興事業
- (5) 水産学に関連する社会教育の推進事業
- (6) 水産学に関連する国際協力の推進事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号から第 5 号までの事業は本邦，同項第 6 号および第 7 号の事業は本邦および海外において行うものとする。

### 第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した公共性のある団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人，法人または団体の代表者
- (4) 外国会員 この法人の目的に賛同して入会した海外の個人
- (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者で理事会の議を経て社員総会において推薦された者
- (6) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し，この法人の目的に賛同して入会した学生

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定めるところにより入会手続きをなし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもつて名誉会員となるものとする。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により除名することができる。ただし社員の除名については社員総会の決議によらなければならない。この場合において、その社員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付してその旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則、規程に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき
  - (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人あるいは団体が解散したとき
- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第 7 条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告および貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議 決 権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第 18 条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は総社員の議決権の過半数を有する社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員を選任

(役員等の定数)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 前項の代表理事以外の理事をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員等の選任等)

第 21 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項に選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 第 2 項で選定された業務執行理事より、副会長 2 名以内を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長およびその他の理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求することまた、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を召集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他の法令上の権限を行使すること

(役員等の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、理事の任期は、引き続く 2 期を超えることはできない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員等の報酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、主として会計監査を行う監事に対しては、社員総会の決議により別に定める報酬および費用に関する支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 27 条 この法人は、理事会の決議によって、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 27 条の責任の免除

3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在理事数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事のうち副会長のいずれかが理事会を招集する。

( 決 議 )

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

( 理事会の議事録 )

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより作成を行う。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

( 財産の種別 )

第 33 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものを、基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとして、その取扱いについては、理事会の決議により別に定めるところによる。

( 基本財産の維持および処分 )

第 34 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に供する場合には、理事会において議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持および処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

( 事業年度 )

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

( 事業報告及び決算 )

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）
- 第 38 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 基 金

（基金の募集）

- 第 39 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した時期まで返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

（基金の返還の手続き）

- 第 40 条 基金の返還の手続きについては、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条の規定する限度内で行うものとする。
- 2 前条第 3 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

- 第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

- 第 42 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の合併等を行うときには、予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 支部および委員会、事務局

(支部および委員会の設置等)

第 46 条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、支部および委員会をおくことができる。

2 支部および委員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は \_\_\_\_\_、業務執行理事は \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人



の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## (公益社団法人 日本水産学会) 会員に関する規則 (案)

### (目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本水産学会（以下、「この法人」という）の定款第 6 条および第 10 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会、ならびに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会の手続き)

- 第 2 条 この法人の会員とは、定款第 6 条の規定により入会を承認されたものである。
- 2 定款第 5 条(6)にもとづき学生（大学院学生を含む）は希望により学生会員になることができる。学生会員の資格を有する期間は入会年度内とするが、継続を希望する学生は会費を前納すれば再入会の手続を要しない。
  - 3 正会員および学生会員は住所のある当該支部に所属する。

### (会費)

第 3 条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 団体会員 30,000 円
- (3) 賛助会員 50,000 円以上
- (4) 外国会員 15,000 円
- (5) 学生会員 6,000 円

### (会費の納期)

第 4 条 会員は会費 1 年分を毎年 2 月末日までに前納しなければならない。

### (会費の免除)

第 5 条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第 3 条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

- (1) 正会員のうち、会員歴 45 年以上でかつ満 75 歳以上の者であって、本人からの免除申請があった場合。
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める会員
- (3) 名誉会員

### (会員の特典)

第 6 条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 会員は本学会の和文および英文の学会誌（日本水産学会誌と Fisheries Science）の最新号をインターネット上で閲覧できる。
- (2) 本会が発行する水産学シリーズおよびベルソープックス等学術図書については、会員には出版社から一定の購読特典を受けられることができる。
- (3) 正会員、名誉会員、賛助会員、外国会員および学生会員は研究発表会において報告を行な

い、または別に定める投稿規程にしたがって報文を学会誌に投稿することができる。  
(3) 会員は本会の行なう各種の行事に参加することができる。

(学会誌の配布)

第7条 会員は、当該年において発行される学会誌のうち次の各号の配布を無料で受けることができる。

(1) 正会員、外国会員、学生会員

和文の学会誌各号全6冊

(2) 団体会員、名誉会員

和文および英文の学会誌各号全12冊

(3) 賛助会員

和文および英文の学会誌各号全12冊。ただし、特に申し出のあった場合は各号2部を、あるいは会費に応じて各号3部以上を配付することができる。

2 会費を納入しない会員には、学会誌の配布を停止する。

(異動届および変更届)

第8条 会員が住所や所属先等を変更したときは、直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

2 団体会員または賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

(退会事由及び手続き)

第9条 会員は、定款第8条の規定に基づき、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 定款第10条の規定により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

(補 足)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規則は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

## (公益社団法人 日本水産学会) 役員の報酬及び費用に関する規則 (案)

### (目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本水産学会（以下、「この法人」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、本会を主たる職務場所としている常勤役員以外のものをいう。
- (3) 主として会計を監査する監事とは、公認会計士又は税理士の資格を持つ監事、あるいは営利又は非営利の法人において 5 年以上の経理の経験を有する監事をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第 3 条 この法人は主として会計を監査する監事の職務の対価として報酬を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

第 4 条 主として会計を監査する監事に対するこの法人の報酬は、別表「主として会計を監査する監事の報酬」に定める定額とする。

第 5 条 第 4 条の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の支払い方法)

第 7 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第 8 条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補 足)

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

別 表 主として会計を監査する監事

理事会出席等、必要の都度、謝金として時間給 5000 円